

番 号	16請願第1号 (厚生付託)
受理年月日	平成16年 2月26日
件 名	容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出を求めることについて
提 出 者	三鷹市消費者団体連絡会 代表 森 眞佐子 ほか 11人
紹介議員	増田 仁、岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
〔請願趣旨〕	
<p>一般廃棄物の約6割を占める容器包装の減量と再商品化を行うため、1997年4月に容器包装リサイクル法が施行されました。</p> <p>ところが、リサイクル率は上がっても、使い捨てワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者がごみ減量に取り組むインセンティブが働きません。</p> <p>したがって、容器選択権のある生産者は製造物責任を完全に遂行することが重要で、このままでは大量廃棄にかわる大量リサイクルに、際限なく税金を使い続けることとなります。</p> <p>しかも、この法律は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の本質からも矛盾しており、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法(例えば、容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など)を盛り込む視点で見直すことも不可欠です。</p>	
〔請願事項〕	
<p>地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする『容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書』を、国会及び関係行政庁に提出すること。</p> <p>1 容器包装リサイクル法を改正し、生産者は製造物に対し、販売後の容器包装も最後まで収集・処理の責任を果たすこと。</p>	

2 リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で推進する、さまざまな手法を盛り込むこと。